平成31年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため水質検査の項目、検査頻度を定めたものです。

- 1. 基本方針
- 2. 水道事業の概要
- 3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況
- 4. 水質検査項目及び検査頻度
- 5. 採水場所
- 6. 臨時の水質検査
- 7. 水質検査の方法及び実施状況の確認
- 8. 採水及び運搬方法
- 9. 水質検査計画と水質検査結果の公表
- 10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
- 11. 関係者との連携について

蘭越町

1. 基本方針

蘭越町では、供給する水が定期水質検査において水質基準に適合していることを遵守するため水質検査計画を策定し計画的に水質検査を実施します。

又、臨時に行う水質検査についても行う際の要件等を明記します。

水質検査計画には、水道事業者が行う定期水質検査について、採水場所、検査項目、回数 及びその理由を記載します。

2. 水道事業の概要

蘭越町簡易水道事業 (御成地区)

給水区域	港町・字御成・字初田・字共栄の各一部						
計画給水人口	390人 「4,900人」						
現在給水人口	324人 (平成29年度実績)						
計画1日最大給水量	2 0 6 m³						
実績1日最大給水量	205㎡ (平成29年度実績)						
水源名称·種別	蘭越町字上里 114 番地三部沢川湧水地点:湧水						
浄水方法	塩素滅菌のみ						
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム						

蘭越町簡易水道事業(昆布地区)

給水区域	昆布町・字黄金・字湯里・字日の出の各一部						
計画給水人口	726人 「4,900人」						
現在給水人口	640人 (平成29年度実績)						
計画1日最大給水量	4 6 4 m³						
実績1日最大給水量	4 1 5 m ³ (平成 2 9 年度実績)						
水源名称·種別	蘭越町字湯里 680 番地 1 地先ニセコアンベッ2 号川湧水地点:湧水						
浄水方法	塩素滅菌のみ						
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム						

蘭越町簡易水道事業 (蘭越地区)

給水区域	蘭越町・字豊国・字大谷・字淀川の各一部						
計画給水人口	2,656人 「4,900人」						
現在給水人口	2,477人 (平成29年度実績)						
計画1日最大給水量	9 0 0 m³						
実績1日平最大水量	899㎡ (平成29年度実績)						
水源名称·種別	蘭越町字湯里道有林 170 班内浅瀬川湧水:湧水						
浄水方法	塩素滅菌のみ						
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム						

蘭越町簡易水道事業(目名地区)

給水区域	字淀川・字水上・目名町・字田下・字貝川・字相・字三・字讃岐						
和小区坝	の各一部						
計画給水人口	570人 「4,900人」						
現在給水人口	438人 (平成29年度実績)						
計画1日最大給水量	5 0 0 m³						
実績1日最大給水量	499㎡ (平成29年度実績)						
水源名称·種別	蘭越町字田下 217 番地 3 ポン貝殻沢川第 2 川湧水:湧水						
浄水方法	塩素滅菌のみ						
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム						

蘭越町簡易水道事業 (三和地区)

公水区柱	名駒町・字鮎川・字淀川・字清水・字栄・字三和・字吉国・字富						
給水区域 	岡の各一部						
計画給水人口	558人 「4,900人」						
現在給水人口	444人 (平成29年度実績)						
計画1日最大給水量	3 3 0 m³						
実績1日最大給水量	3 2 9 ㎡ (平成 2 9 年度実績)						
水源名称·種別	蘭越町字上里 100 番地 1 堤の沢川第 2 支流川湧水地点:湧水						
浄水方法	塩素滅菌のみ						
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム						

3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況

原水について

現在までの水質状況は概ね良好な状態と言えます。

供給している全ての水源で湧水を利用しており、季節による水質変動も少なく 安定した良質な水であると言えます。

浄水について

水質検査結果についても水質基準を大幅に下回っており、安全で良質な水であると言えます。

水源の状況

水源周辺には、化学工場や屎尿排水施設、民家などの人工の建築物も無いことから、飲用の水源として最も適したと水源であると言えます。

4. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 浄水の検査頻度

過去の検査結果を踏まえ、多数の項目で基準値の10分の1以下を維持し、3年に1 回にまで検査回数を減じる事ができますが、安心・安全な水を供給するため水質基準51 項目の検査を行い水の安全を確認します。

- (ア) 水質基準項目、基準 1~基準 51 まで、すべての項目について年 1 回の検査を行います。(基準 51 項目検査)
- (イ) 水質基準項目、基準 1、基準 2、基準 38、基準 46~基準 51 まで、上記 (ア) を 1 回含んだ年 12 回の検査をおこないます。(毎月検査)
- (ウ) 水質基準項目、基準 10、基準 21~基準 31 まで上記(ア)を1回含んだ年4回の検査を行います。(消毒副生成物検査)
- (エ) 基準値の 1/5 超過項目についても法令を遵守し、適切な回数を設定し検査を行います。(1/5 超過項目検査)

三和地区:基準34(鉄及びその化合物)

目名地区:基準40(蒸発残留物)

(2) 原水の検査頻度

- (ア) 水質基準項目、基準 21~基準 31、基準 48 を除いた 39 項目の検査を年1回行います。(基準 39 項目検査)
- (イ) クリプトスポリジウム汚染の指標菌検査(嫌気性芽胞菌及び大腸菌)を年12回

行い汚染のおそれの確認を行います。 (クリプトスポリジウム指標菌検査)

5. 採水地点

(1) 基本的な採水地点は、給配水設備や施設の利用目的、状況を考慮し選定いたします。

	種別	採水場所	選定理由
蘭越地区	浄水	蘭越町役場	I Mr. L. I
東越地区	原水	浅瀬川湧水地点	【浄水】
目名地区	浄水	相生直売センター	給水栓までの送水時の水質変化を
日名地区	原水	ポン貝殻沢川第2川湧水地点	把握でき、水質管理、安全管理上も っとも適した場所であるため。
三和地区	浄水	名駒生活改善センター	つとも適しに場別であるため。
二和地区	原水	堤の沢川第2支流川湧水地点	【原水】
昆布地区	浄水	昆布地区生活活性化センター	【ボホ】 水源から直接採水することにより
比仰地区	原水	ニセコアンベツ 2 号川湧水地点	正確な水質状況を把握出来るため。
御成地区	浄水	介護予防拠点センターみなと	
	原水	三部沢川湧水地点	

6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (ア) 水源が著しく悪化したとき。
- (イ) 水源に異常があったとき。
- (ウ) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行していると き。
- (エ) 浄水過程に異常があったとき。
- (オ) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (カ) その他特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法及び実施状況の確認

水質検査の方法は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省省令101号)の規定に基づく告示に示された検査方法により行います。

水質検査は、倶知安保健所及び水道法 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けている機関で行い、確認事項として、外部精度管理及び内部精度管理を実施している証明を受け、一定の条件満たしている下記機関で行い、検査結果を検査成績書にて報告を受け結果の確認を行います。

委託先 札幌市豊平区平岸1条8丁目6番6号

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

8. 採水及び運搬方法

毎月検査及びクリプトスポリジウム指標菌検査は、蘭越町建設課職員が採水し、氷冷 して倶知安保健所まで運搬を行います。

そのほかの項目については、一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターが採水、 運搬、検査を行います。

検査機関	内 容	詳細					
倶	浄水・基準 9 項目検	基準1、基準2、基準38及び					
知安	(毎月検査)	基準 46~基 51 の項目					
俱 知安 保 健 所	クリプトスポリジウム 指標菌検査	嫌気性芽胞菌及び大腸菌					
一般以来面	浄水・基準 51 項目検査	基準 1~基準 51 の項目					
公衆衛生検査センタ財団法人北海道に	原水・基準 39 項目検査	基準 51 項目から、味、消毒副生成物(シアン 除く)を除いた項目					
薬	浄水・基準12項目検査 (消毒副生成物)	基準 10 及び基 21~基 51 の項目					
新 師 会	浄水・1/5 超過項目検査	基準 34、鉄及びその化合物 基君 40、蒸発残留物					

9. 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は需用者に公開し、内容について意見を参考にさせていただきながら 毎年より良い計画を策定してまいります。

水質検査計画・定期水質検査結果は、建設課窓口で公開します。

10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

各水道事業及び水道水系ごとに各検査項目の最大値を水質基準と比較し、翌年度の 水質項目、検査頻度を反映致します。

11. 関係者との連携について

水源周辺で水質事故が発生した場合は、保健所、委託先の一般財団法人北海道薬剤 師会公衆衛検査センター、近隣の町と連携し現場調査、現状の把握に努めます。

法令に基づく水質検査

水質検査表(1) 水質基準

		番	場	登衣(1) 水質基準				必要の司不				
X	分	号	所	項目	基準値	原則	検査回数の減	省略の可否 過去の検査結果が基準の2分の1を超えた事がないこと				
	病原微生			基1	基1		一般細菌	100個/m1	月1回	省略不可	不可	
	物	基2		大腸菌	検出されないこと	刀工凹	1月 14年71、11月	47 HJ				
		基3	•	カドミウム及びその化合物	0.003mg/11以下							
		基4	•	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下			(ア) 原水並びに水源及びその周辺状況				
	金属	基5	•	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下							
	類	基6		鉛及びその化合物	0.01mg/1以下			(ア) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況				
		基7	•	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下			原水並びに水源及びその周辺状況				
		基8		六価クロム化合物	0.05mg/1以下			(ア) 及び水道施設基準の技術的基準を定める省令の使用状況				
		基9		亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下							
	無機	基11	•	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下]		不 可				
	物	基12	•	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下		一定の要件を満たす場合に は、年1回以上又は3年に1	□ ★ ★ 7 ½) * ★ 須 耳 7 ½ ス の 田 コ 朴 辺				
健		基13	•	ホウ素及びその化合物	1.0mg/1以下		回以上に検査頻度を減らすことが可能。 ※1	原水並びに水源及びその周辺状況				
		基14	•	四塩化炭素	0.002mg/1以下		C // 11 HE . X 1					
康		基15	•	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下							
関	有	基16	•	シスー1.2ージクロロエチレン及び トランス-1,2ージクロロエチレ ン	0.04mg/1以下			原水並びに水源及びその周辺状況(地下水を水源とする場				
す	機物	基17	•	ジクロロメタン	0.02mg/1以下			合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)				
る		基18	•	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下							
		基19	•	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下							
項		基20	•	ベンゼン	0.01mg/1以下							
目		基10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	3						
		基21		塩素酸	0.6mg/1以下	ケ 月						
		基22		クロロ酢酸	0.02mg/1以下	に 1		<i>T</i> = 7				
	消毒	基23		クロロホルム	0.06mg/1以下	回		不 可				
	剤	基24		ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下	以上						
	消毒	基25		ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下							
		基26		臭素酸	0.01mg/1以下		省略不可	原水並びに水源及びその周辺状況				
	副 生	基27		総トリハロメタン	0.1mg/1以下							
	成 物	基28		トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下							
		基29		プロモジクロロメタン	0.03mg/1以下			不 可				
		基30		プロモホルム	0.09mg/1以下							
		基31		ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下							
		基32		亜鉛及びその化合物	1.0mg/1以下							
	Δ.	基33 アルミニウム及びその化合物		0.2mg/1以下			(ア)及び水道施設基準の技術的基準(※2)を定める行					
	金 属	基34		鉄及びその化合物	0.3mg/1以下			令の使用状況				
	類	基35		銅及びその化合物	1.0mg/1以下							
		基37		マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	1	一定の要件を満たす場合に					
	無	基36	•	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	1	は、年1回以上又は3年に1 回以上に検査頻度を減らすこ					
性	機	基39	•	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	1	とが可能。 ※1					
状	物	基40	•	蒸発残留物	500mg/1以下	1		原水並びに水源及びその周辺状況				
に		基41	•	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	1						
関		基44	•	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	1						
	有機	基45	•	フェノール類	0.005mg/1以下]						
する	機物	基42		ジェオスミン	0.00001mg/1以下		藻類等の発生が少ないものと して検査を行う必要がないこ とが明らかであると認められ	原水並びに水源及びその周辺状況 (湖沼等、水が停滞しや すい水域を水源とする場合は、当核基準項目を産出する藻				
項		基43		2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下		る期間を除き1ヶ月に1回以上とする。	類の発生状況を含む)				
目		基38		塩素イオン	200mg/1以下	+>+>+.						
		基46		有機物(全有機炭素)TOC	3mg/1以下	ね月1						
	その	基47		pH値	5. 8-8. 6	回以上	連続的に計測及び記録がなさ れている場合にあっては3ヶ					
	の他	基48		味	異常でないこと		月に1回以上とすることが出	不 可				
		基49		臭気	異常でないこと	-	来る					
	-	基50		色度	5度以下							
		基51		濁度	2度以下							

採水場所は原則給水栓

- 採水場所は原則縮水程

 送水施設及び配水施設内で、濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓ほか浄水施設又は配水施設のいずれかの場所を採水場所として選定することが出
 来る。

 ※1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した
 場合は除く。)過去3年間の検査結果が水質基準の5分の1以下であるときはおおむれ1年に1回以上、過去3年間における検査結果が10分の1以下であるときはおおむれ3年1回以上とすることが出来る。
- ※2 平成12年厚生省令第15号)第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資材機材の使用状況

水質給杏表 (2) 1日1回行う水質給杏

	小貝俠宜衣(4) 1月1四1	ソ小貝伊宜
	1日1回行う検査項目	評価
1	色	異常でないこと
2	濁り	異常でないこと
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/1以上あること

原水検査結果

番号	項 目	御成地区	昆布地区	蘭越地区	目名地区	三和地区
基1	一般細菌	0	0	0	0	0
基2	大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
基3	カドミウム及びその化合物	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基4	水銀及びその化合物	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基5	セレン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基6	鉛及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基7	ヒ素及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基8	六価クロム化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基9	亜硝酸態窒素	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.10	0. 15	0. 12	0.08	0. 11
基12	フッ素及びその化合物	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基13	ホウ素及びその化合物	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基14	四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基15	1,4-ジオキサン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基16	シスー1,2ージクロロエチレン及びトランスー1,2ージクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基17	ジクロロメタン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基18	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基19	トリクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基20	ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基32	亜鉛及びその化合物	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基33	アルミニウム及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基34	鉄及びその化合物	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
基35	銅及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基36	ナトリウム及びその化合物	6.8	4. 1	6.4	8.6	6. 7
基37	マンガン及びその化合物	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基38	塩化物イオン	8.8	5. 6	7.5	11.0	8. 4
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	18. 4	9.6	24.7	34. 6	18.0
基40	蒸発残留物	81	51	76	99	85
基41	陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基42	ジェオスミン	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基43	2-メチルイソボルネオール	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基44	非イオン界面活性剤	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基45	フェノール類	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基47	p H値	7.8	7. 1	6.8	8. 3	7.8
基48	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
基49	色度	<1	<1	<1	<1	<1
基50	濁度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

御成地区

		省略							基準値の			- da			
番号	定期検査項目	の可否	基本検 査頻度	基準値 (mg/l)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最高値	1/5以下 1回/年	1/10以下 1回/3年	検査回数 の評価	検査 回数			
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目		
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	TEMPTY TO THE		
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0	1回/3年	1			
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		0	1回/3年	1			
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全確認のため		
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	女主権 心がため		
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1			
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0	1回/3年	1			
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため (平成28年に評価)		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.11	0.11	0.10	0.11		0	1回/3年	1			
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		0	1回/3年	1			
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		0	1回/3年	1			
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0	1回/3年	1			
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1			
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全確認のため		
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1			
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1			
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1			
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1			
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4			
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4			
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4			
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4			
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4			
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目		
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4			
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4			
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4			
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4			
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4			
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	0.010	0.003	<0.002	<0.010		0	1回/3年	1			
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		0	1回/3年	1			
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	0.01		0	1回/年	1	ata A. Da Daniel and C.		
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	0.003	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全・性状確認のため		
	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	6. 5	6. 9	6.8	6. 9		0	1回/3年	1			
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1			
	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	9. 1	9	8.8	9. 1			12回/年	12	省略不可項目		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月	<300	15. 4	16.6	18. 4	18. 4		0	1回/年	1			
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	74	76	81	81	0		1回/年	1			
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		0	1回/3年	1			
	ジェオスミン		原因藻類発	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		0	原因藻類発		安全・性状確認のため		
基43	2-メチルイソボルネオール		生時期に月 に1回以上	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		0	生時期に月 に1回以上	1	久工 I工(小)性 pů V/ にゅ)		
基44	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0	1回/3年	1			
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1			
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12			
基47	pH値	不可	1回/月	5. 8-8. 6	7.8	7.8	7.8	7.8			12回/年	12	1		
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12			
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	省略不可項目		
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12			
	濁 度	不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12			
an,∪1		11.79	± j==1/ / J	\2	\v. 1	· · · · 1	· · · · 1	1	l .	l .	15H/ T	12	<u> </u>		

	項目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0. 1mg/l以上あること

昆布地区

		AND THE							基準	値の			
番号	定期検査項目	省略 の可 否	基本検 査頻度	基準値 (mg/l)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最高値	1/5以下 1回/年	1/10以下 1回/3年	検査回数 の評価	検査 回数	設定理由
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	TERRITY OF SET
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0	1回/3年	1	
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		0	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全確認のため
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	女主唯心(リた。)
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため (平成28年に評価)
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.15	0.16	0.15	0.16		0	1回/3年	1	
基12	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		0	1回/年	1	
基13	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		0	1回/3年	1	
基14	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	0. 005	<0.002	<0.002	<0.005		0	1回/3年	1	
_	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		0	1回/3月	1	
	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		0	1回/3年	1	
	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.009	<0.010	<0.001	<0.010		0	1回/3年	1	安全・性状確認のため
	サトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	4. 1	4. 3	4. 1	4. 3		0	1回/3年	1	
	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
	塩化物イオン	不可	1回/3万	<200	5. 9	5. 8	5. 6	5. 9			12回/年		省略不可項目
_	塩11・物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-11-19	1回/月	<300	8. 4	8. 4	9.6	9.6		0	1回/3年	1	Ben I TXI
	蒸発残留物		1回/3月	<500	41	35	51	51	0		1回/3年	1	
	然光残留物 陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02)	0	1回/3年	1	
	医イオン界面活性剤 ジェオスミン		I四/3月 原因藻類発	<0. 2	<0.02	<0.02		<0.02		0	I回/3年 原因藻類発	1	安全・性状確認のため
			生時期に月	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001				原囚繰規先 生時期に月 に1回以上		
	2-メチルイソボルネオール						<0.000001	<0.000001				1	
	非イオン界面活性剤 フェノール類		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002 <0.0005	<0.002 <0.0005	<0.002		0	1回/3年	1	
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3		0	12回/年	12	
基47	p H値	不可	1回/月	5. 8-8. 6	7. 2	7. 2	7. 1	7. 2			12回/年	12	省略不可項目
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51		不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	
CETO I		1 19	- III//I			1	1	1			±=⊢/		

	項目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0. 1mg/l以上あること

蘭越地区

番号	定期検査項目	省略 の可 否	基本検査頻度	基準値 (mg/l)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最高値		値の 1/10以下	検査回数 の評価	検査 回数	設定理由
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0	1回/年	1回/3年	12回/年	12	
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	省略不可項目
	カドミウム及びその化合物	7[11]	1回/3月	〈0.003	〈0.0003	〈0.0003	〈0.0003	<0.0003		0	1回/3年	1	
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		0	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全確認のため
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003		0	4回/年		新規基準のため (平成28年に評価)
	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年		省略不可項目
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0. 11	0. 12	0. 12	0. 12		0	1回/3年	1	自興門門門保日
	フッ素及びその化合物	7[7]	1回/3月	<0.8	<0.11	<0.05	<0.05	<0. 12		0	1回/3年	1	
	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.03	<0.03	<0.03		0	1回/3年	1	
	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0	1回/3年	1	
	四塩化灰素 1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0	1回/3年	1	
ZE10			1四/9月	\v. və	\v. 0005	\0. 0005	\0. 0005	\v. 0000			1四/0十	1	安 今 確認 の た め
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		0	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		0	1回/3年	1	安全・性状確認のため
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.008	<0.009	<0.001	<0.009		0	1回/3年	1	▽ 〒 「〒小/ ム腔地応った」により
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	6. 4	6. 7	6. 4	6. 7		0	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	7. 8	7.8	7. 5	7.8			12回/年	12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月	<300	24. 2	25. 2	24. 7	25. 2		0	1回/3年	1	
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	70	74	76	76	0		1回/年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		0	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン		原因藻類発 生時期に月	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		0	原因藻類発 生時期に月	1	安全・性状確認のため
基43	2-メチルイソボルネオール		正 日 回以上	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		0	王吋朔に万 に1回以上	1	
	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0	1回/3年	1	
基45	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	0.3			12回/年	12	
	p H値	不可	1回/月	5. 8-8. 6	7. 1	7	6.8	7. 1			12回/年	12	省略不可項目
基48	味	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基49		不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
基50	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

	項目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0. 1mg/l以上あること

目名地区

		省略							基準値の		I A -lea beat Mrs		
番号	定期検査項目	の可	基本検 査頻度	基準値 (mg/l)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最高値	1/5以下	1/10以下	検査回数 の評価	検査回数	設定理由
		否	11/1/2	(1回/年	1回/3年	77.104		
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	但 WIT (1) "快口
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0	1回/3年	1	
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		0	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全確認のため
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため (平成28年に評価)
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
-	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0.08	0. 08	0. 08	0.08		0	1回/3年	1	
-	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		0	1回/3年	1	
	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		0	1回/3年	1	
-	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0	1回/3年	1	
	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0	1回/3年	1	
4510			10/3/1	\v. 00	VO. 0000	\0.000b	\0. 0005	\v. 0000			1四/3十	1	安全確認のため
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	 	0	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.002	<0.003	<0.001	<0.003			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.002	<0.001	<0.002			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		0	1回/3年	1	
-	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		0	1回/3年	1	
-	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全・性状確認のため
-	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	8.8	9. 0	8.6	9. 0		0	1回/3年	1	
	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
-	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	11. 3	11. 1	11.0	11. 3			12回/年		省略不可項目
-	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	4 1	1回/3月	<300	32. 7	35. 1	34. 6	34. 6	0		1回/年	1	
-	蒸発残留物		1回/3月	<500	94	108	99	108)		4回/年	4	
\vdash	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		0	1回/3年	1	
-	ジェオスミン		原因藻類発	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		0	原因藻類発	1	安全・性状確認のため
-	2-メチルイソボルネオール		ホム保賀元 生時期に月 に1回以上	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		0	歩四線規元 生時期に月 に1回以上	1	
				<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0			
	非イオン界面活性剤 フェノール類		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0	1回/3年	1	
-	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12	
	pH値	不可	1回/月	5. 8-8. 6	8. 1	8. 0	8.3	8.3			12回/年	12	省略不可項目
基48		不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
_	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	
_	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
	濁度	不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	
4501	129/ ₁ X	11111	1四/刀	\4	\v. 1	\V. 1	\V. 1	\V. 1		l	1411/ +	14	

	項目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0. 1mg/l以上あること

三和地区

3 ₽ □	空拥岭 老顶口	省略	基本検	基準値	₩.₩.00/F.##	₩. 2 00/5.#	平成30年度	見方は		値の	検査回数	検査	設定理由
番号	定期検査項目	の可 否	查頻度	(mg/1)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	最高値	1/5以下 1回/年	1/10以下 1回/3年	の評価	回数	
基1	一般細菌	不可	1回/月	100個/ml	0	0	0	0			12回/年	12	省略不可項目
基2	大腸菌	不可	1回/月	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出			12回/年	12	
基3	カドミウム及びその化合物		1回/3月	<0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0	1回/3年	1	
基4	水銀及びその化合物		1回/3月	<0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		0	1回/3年	1	
基5	セレン及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全確認のため
基6	鉛及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基7	ヒ素及びその化合物		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基8	六価クロム化合物		1回/3月	<0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		0	1回/3年	1	
基9	亜硝酸態窒素		1回/3月	<0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			4回/年	4	新規基準のため (平成28年に評価)
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	不可	1回/3月	<10	0. 10	0. 11	0. 11	0.11		0	1回/3年	1	
	フッ素及びその化合物		1回/3月	<0.8	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		0	1回/3年	1	
	ホウ素及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		0	1回/3年	1	
_	四塩化炭素		1回/3月	<0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0	1回/3年	1	
基15	1,4-ジオキサン		1回/3月	<0.05	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	also A set stone at 1 a 2
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月	<0.04	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	安全確認のため
基17	ジクロロメタン		1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基18	テトラクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
基19	トリクロロエチレン		1回/3月	<0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
基20	ベンゼン		1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基21	塩素酸	不可	1回/3月	<0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			4回/年	4	
基22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基23	クロロホルム	不可	1回/3月	<0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基26	臭素酸	不可	1回/3月	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	省略不可項目
基27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	<0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	<0.03	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基30	ブロモホルム	不可	1回/3月	<0.09	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			4回/年	4	
基31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	<0.08	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003			4回/年	4	
基32	亜鉛及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.009	<0.005	<0.002	<0.009		0	1回/3年	1	
基33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月	<0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01		0	1回/3年	1	
基34	鉄及びその化合物		1回/3月	<0.3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01			4回/年	4	安全・性状確認のため
基35	銅及びその化合物		1回/3月	<1.0	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	シグープ ロアボント屋前のよう レニネン
基36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月	<200	6. 6	7. 1	6. 7	7. 1		0	1回/3年	1	
基37	マンガン及びその化合物		1回/3月	<0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0	1回/3年	1	
基38	塩化物イオン	不可	1回/月	<200	8. 7	8. 6	8. 4	8. 7			12回/年	12	省略不可項目
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月	<300	15. 9	16. 8	18. 0	18.0		0	1回/年	1	
基40	蒸発残留物		1回/3月	<500	75	80	85	85	0		1回/年	1	
基41	陰イオン界面活性剤		1回/3月	<0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		0	1回/3年	1	
基42	ジェオスミン		原因藻類発 生時期に月	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		0	原因藻類発 生時期に月	1	安全・性状確認のため
基43	2-メチルイソボルネオール		に1回以上	<0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		0	に1回以上	1	
	非イオン界面活性剤		1回/3月	<0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		0	1回/3年	1	
	フェノール類		1回/3月	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0	1回/3年	1	
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	<3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			12回/年	12	
-	p H値	不可	1回/月	5.8-8.6	7.8	7.7	7.8	7.8			12回/年	12	
基48		不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	省略不可項目
	臭気	不可	1回/月	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし			12回/年	12	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
	色度	不可	1回/月	<5	<1	<1	<1	<1			12回/年	12	
基51	濁度	不可	1回/月	<2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			12回/年	12	

	項目	評 価
毎1	色	異常でないこと
毎2	濁り	異常でないこと
毎3	消毒の残留効果	0. 1mg/l以上あること